



平成24年5月1日発行 第94号

INDEX

○報酬算定・運営基準

「介護職員処遇改善加算の介護職員処遇改善計画書の提出について
(みなし加算算定事業所のみ対象)」

「介護職員による「たんの吸引」などについて」

○お知らせ

「平成23年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告」をご提出ください。」

「要介護(要支援)認定にかかる有効期間について」

「居宅サービス等の基準についてのご意見を募集しております。」

「介護報酬の改正点(平成24年4月)の作成について」

「介護保険事業者(医療系)の集団指導について」

「採用力強化セミナー「採用担当者必見！プロに学ぶ職場の魅力を伝え方」を開催します」

「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行います。」

報酬算定・運営基準

○ 介護職員処遇改善加算の介護職員処遇改善計画書の提出について(みなし加算算定事業所のみ対象)

平成24年4月の介護報酬改定により、介護職員処遇改善加算のみなし加算算定の対象となる介護サービス事業所は、**平成24年5月31日(木曜日)**までに、介護職員処遇改善計画書等を提出いただくことになっています。

地域密着型のサービス事業所については各指定権者あてに、地域密着型サービス以外の介護サービス事業所(以下「広域型サービス」という。)については、下記担当まで、郵送により御提出をお願いします。

なお、特例により複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者については、複数の事業所の処遇改善計画を一括して作成してすることが可能です。

提出書類については、以下のホームページ掲載「加算届様式(確定版)」中の「届出書類一覧」等をご確認下さい。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金>介護職員処遇改善加算について(平成24年4月介護報酬改定)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/syogukasan/index.html>)

★ 広域型サービスの介護職員処遇改善計画書等の提出先(郵送のみ受付可)

平成24年5月31日(木曜日)必着

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 24 階

東京都福祉保健局高齢社会対策部 介護保険課 処遇改善加算担当 あて

【処遇改善加算 お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者支援担当 TEL03-5320-4343

※受付時間: 平日9時30分~17時(11時45分~13時15分を除く)

○ 介護職員による「たんの吸引」などについて

報酬算定・運営基準

平成24年4月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等は、医療と介護の連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引」などが実施できることになりました。

ただし、平成24年3月末において既に一定の条件の下でたんの吸引等を行っている方は、新たに研修を受講しなくても、引き続き、経過措置対象者としてたんの吸引等が実施できます。

経過措置対象者として「たんの吸引」などを実施する場合は、東京都に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請を、また、たんの吸引等を行う事業所は「登録特定行為従事者」としての登録が必要になります。申請手続きなどの詳細は、以下のホームページ及び東京都福祉保健財団ホームページ(<http://www.fukushizaidan.jp>)をご確認下さい。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin/index.html>)

【お問い合わせ先】介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

お知らせ

○ 平成23年度介護職員処遇改善交付金の「実績報告」をご提出ください。

平成23年度分の介護職員処遇改善交付金を受給された事業者の方は、交付金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成24年5月31日(木曜日)となっております。実績報告書の様式、記入要領などについては、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

なお、平成24年度分の介護職員処遇改善交付金(平成24年2月、3月サービス提供分)の実績報告は、平成24年7月31日(火曜日)が提出期限となっております。

【処遇改善交付金お問合せ専用電話】TEL03-5320-4343

※ 受付時間：平日9時30分から17時(11時45分から13時15分を除く)

お知らせ

○ 要介護(要支援)認定にかかる有効期間について

要介護(要支援)認定の有効期間について、区市町村が介護認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合は、3月間から12月間の範囲内で定めることができることとされました。詳細は、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報 Vol.276

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課指導担当 TEL03-5320-4292

お知らせ

○ 居宅サービス等の基準についてのご意見を募集しております。

地域主権一括法において、居宅(介護予防)サービスの基準は、都道府県の条例で定めることになりました。都では、平成24年度中に居宅(介護予防)サービスの基準の条例を制定する予定です。

条例制定にあたり現在の居宅サービス等の人員・設備・運営基準に関するご意見を募集しております。

このことについては、平成24年4月1日発行のかいてき便り(第93号)によりご案内しておりますが、ご意見の受付期間・送付方法等については、次のとおりです。

◆ご意見募集の期間：平成24年4月20日(金)から5月11日(金)まで

◆ご意見の提出方法：郵送・FAX 又はメールにて提出してください。

・様式は以下のホームページから様式をダウンロードできます。

・様式を使わない場合は、メール本文又は任意の用紙に、①件名、②氏名(法人名)、③住所(法人の場合は所在地)、④役職・職種、⑤ご意見を記載してください。

◆送付先：東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 宛

◆送付方法：

・郵送の場合 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階北側

・ファックスの場合 03-5388-1425

・電子メールの場合 S0000615@section.metro.tokyo.jp (最初の「S」の後は数字の「ゼロ」が4つ続きます。)

(必ずメールの件名の冒頭に『条例意見』と記載してください。)

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>意見募集【居宅サービス等の基準への意見】

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/ikenbosyu/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

○ 介護報酬の改正点(平成24年4月)の作成について

本年4月の介護報酬改定に係る主な改正点についてまとめた、「介護報酬の改正点(平成24年4月)」を作成しました。以下のホームページに掲載していますのでご活用ください。なお、掲載されている単位数等は改定部分を中心としておりますので、改定告示や解釈通知などを併せて確認の上、ご利用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>介護報酬の改正点(平成24年4月)

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課指導担当 TEL03-5320-4595

お知らせ

○ 介護保険事業者(医療系)の集団指導について

介護保険事業者(医療系)が、適正なサービスを提供するために必要な制度の周知やその理解の促進及び報酬請求に係る過誤や不正を防止するための講習会を下記のとおり実施します。

対象の事業所には案内をお送りします。

開催日(平成24年)		介護保険事業者(医療系)
5月18日(金)	14時~	介護療養型医療施設
5月22日(火)	10時~	(保険者向け説明会)
	13時30分~	通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーション ※一定の事業実績のある事業所(介護老人保健施設が行うものを除く)
5月25日(金)	10時~	訪問看護ステーション ※午後に医療保険についての集団指導実施
5月28日(月)		訪問看護ステーション ※午後に医療保険についての集団指導実施

◇ 会場：都庁第一本庁舎 5階大会議場

【お問い合わせ先】指導監査部指導第三課 TEL03-5320-4284

お知らせ

○ 採用力強化セミナー「採用担当者必見！プロに学ぶ職場の魅力の伝え方」を開催します

求職者に、職場の魅力を上手に伝えられず、採用に結び付けられなかったことはありませんか？この度、人材確保支援のプロフェッショナルである講師を招き、面接会や事業所説明の際に事業所の良さを上手に伝える方法などを学ぶセミナーを開催します。また、東京都福祉人材センターに委託して実施する、合同就職説明会等の事業についてもお伝えします。

【日時】平成24年度5月15日(火曜日)午後1時30分から午後4時まで

【会場】ベルサール神保町 room1(千代田区西神田3-2-1 地下鉄九段下駅 徒歩3分)

【講師】株式会社リクルート HELPMAN! ●JAPAN担当 門野友彦氏

【定員】100名(先着順)

【参加費】無料

【申込締切】平成24年5月11日(金曜日)

【申込方法】東京都社会福祉協議会ホームページで申込用紙を入手し、FAXにて申込。

【東京都社会福祉協議会ホームページ】(<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>)→東社協からの新着情報>「採用担当者必見！

プロに学ぶ職場の魅力の伝え方～求める人材を確保する秘訣とは～」を5月15日(火)開催します。

【お問い合わせ先】東京都福祉人材センター TEL03-5211-2860

生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL03-5320-4049

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課 TEL03-5320-4595

○「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行います。

東京都生活文化局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しております。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、対処方法などについて、詳しく講義を行います。

講師派遣期間	平成24年4月1日(日曜日)～平成25年3月31日(日曜日)(土日祝日も実施。)
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込受付方法	平成24年4月1日(日曜日)～平成25年3月8日(金曜日) 【先着150回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記お申込先へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】→東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)>【出前講座】高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問い合わせ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-3448-9830 <FAXのみの受付>

TEL 03-5793-7276 (月～金曜日 午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く。>)